

道路占用料新旧対照表(令和7年4月1日施行)

現 行(令和2年4月1日施行)				改 定 後(令和7年4月1日施行)								
占用物件			単位	占用料	占用物件			単位	占用料			
法第32条 第1項第1号に 掲げる工作物	第一種電柱	1本につき 1年		1,940円	法第32条 第1項第1号に 掲げる工作物	第一種電柱	1本につき 1年		1,920円			
	第二種電柱			2,980円		第二種電柱			2,950円			
	第三種電柱			4,020円		第三種電柱			3,980円			
	第一種電話柱			1,730円		第一種電話柱			1,720円			
	第二種電話柱			2,770円		第二種電話柱			2,740円			
	第三種電話柱			3,810円		第三種電話柱			3,770円			
	その他の柱類			170円		その他の柱類			170円			
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1 [㍎] に つき1年	17円	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1 [㍎] に つき1年	17円					
	地下に設ける電線その他の線類		10円	地下に設ける電線その他の線類			10円					
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,730円	路上に設ける変圧器		1個につき1年	1,720円					
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 [㍎] につき1年	1,040円	地下に設ける変圧器		占用面積1平方 [㍎] につき1年	1,030円					
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	3,460円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき 1年	3,430円					
	郵便差出箱		1,450円	郵便差出箱及び信書便差出箱			1,440円					
法第32条 第1項第2号に 掲げる物件	広告塔	表示面積1平方 [㍎] につき1年	7,610円	法第32条 第1項第2号に 掲げる物件	広告塔	表示面積1平方 [㍎] につき1年	7,780円					
	その他のもの	占用面積1平方 [㍎] につき1年	3,460円		その他のもの	占用面積1平方 [㍎] につき1年	3,430円					
	法第32条 第1項第2号に 掲げる物件	外径が0.1m未満のもの	長さ1 [㍎] につき1年		100円	法第32条 第1項第2号に 掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1 [㍎] につき1年	70円			
					310円				外径が0.07m以上0.1m未満のもの	100円		
					830円				外径が0.1m以上0.15m未満のもの	150円		
310円				外径が0.15m以上0.2m未満のもの	210円							
410円				外径が0.2m以上0.3m未満のもの	310円							
720円				外径が0.3m以上0.4m未満のもの	410円							
1,030円				外径が0.4m以上0.7m未満のもの	720円							
2,020円	外径が0.7m以上1m未満のもの	1,030円										
2,020円	外径が1m以上のもの	2,020円										
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積 1平方 [㍎] につ き1年		3,460円	法第32条 第1項第3号に 掲げる施設	自動運行 補助施設	法第2条第2 項第5号に 規定する自 動運行装置 による検知 対象として設 置する導線 その他の線 類	地下に設けるもの	長さ1 [㍎] につ き1年	3円			
						その他のもの	30円					
						道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき 1年	780円				
						その他のもの	1平方 [㍎] につ き1年	1,720円				
						1,030円						
					法第32条第1項第4号に掲げる施設			法第32条第1項第4号に掲げる施設	その他のもの		3,430円	
					法第32条第1項第4号に掲げる施設				その他のもの		3,430円	
					法第32条 第1項第5号に 掲げる施設	地下街及び 地下室	階数が1のもの	AIに0.005を乗じて得た額	法第32条 第1項第5号に 掲げる施設	地下街及び 地下室	階数が1のもの	AIに0.004を乗じて得た額
							階数が2のもの	AIに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの	AIに0.006を乗じて得た額
							階数が3以上のもの	AIに0.01を乗じて得た額			階数が3以上のもの	AIに0.007を乗じて得た額
上空に設ける通路	3,800円	上空に設ける通路	3,890円									
地下に設ける通路	2,280円	地下に設ける通路	2,330円									
その他のもの	3,460円	その他のもの	3,430円									
法第32条 第1項第6号に 掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方 [㍎] につき1日	76円	法第32条 第1項第6号に 掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方 [㍎] につき1日	80円			
	その他のもの		占用面積1平方 [㍎] につき1月	760円		その他のもの		占用面積1平方 [㍎] につき1月	780円			

現 行(令和2年4月1日施行)					改 定 後(令和7年4月1日施行)							
占用物件			単位	占用料	占用物件			単位	占用料			
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	760円	道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	780円			
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	7,610円			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	7,780円			
	標識		1本につき1年	2,600円		標識		1本につき1年	2,570円			
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	76円		旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	80円			
		その他のもの	1本につき1月	760円			その他のもの	1本につき1月	780円			
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	76円		幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	80円			
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	760円			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	780円			
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	7,610円		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	7,780円			
		その他のもの		3,800円			その他のもの		3,890円			
	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年		3,460円	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	3,430円	
令第7条第3号に掲げる施設			AIに0.034を乗じて得た額		令第7条第3号に掲げる施設			AIに0.031を乗じて得た額				
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料				760円	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料				780円			
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1月	340円	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1月	340円			
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの 地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	AIに0.013を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの 地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	AIに0.008を乗じて得た額			
				AIに0.024を乗じて得た額					AIに0.017を乗じて得た額			
				AIに0.005を乗じて得た額					AIに0.004を乗じて得た額			
				AIに0.008を乗じて得た額					AIに0.006を乗じて得た額			
				AIに0.01を乗じて得た額					AIに0.007を乗じて得た額			
令第7条第9号に掲げる施設				AIに0.034を乗じて得た額		令第7条第9号に掲げる施設			AIに0.025を乗じて得た額			
建築物				AIに0.013を乗じて得た額		建築物			AIに0.01を乗じて得た額			
その他のもの				AIに0.009を乗じて得た額		その他のもの			AIに0.007を乗じて得た額			
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場				AIに0.024を乗じて得た額		令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場			AIに0.022を乗じて得た額			
建築物				AIに0.009を乗じて得た額		建築物			AIに0.007を乗じて得た額			
その他のもの						その他のもの						
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの			AIに0.013を乗じて得た額	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの			AIに0.01を乗じて得た額	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	
				AIに0.024を乗じて得た額					AIに0.022を乗じて得た額			
			AIに0.034を乗じて得た額	AIに0.031を乗じて得た額								
令第7条第12号に掲げる器具			AIに0.034を乗じて得た額		令第7条第12号に掲げる器具			AIに0.025を乗じて得た額				
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る)の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの		AIに0.013を乗じて得た額	令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る)の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの		AIに0.01を乗じて得た額	令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る)の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの			
			AIに0.024を乗じて得た額				AIに0.022を乗じて得た額					
			AIに0.034を乗じて得た額				AIに0.031を乗じて得た額					
					令第7条第14号に掲げる施設					AIに0.031を乗じて得た額		

備 考

1. 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

2. 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3. 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4. 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

5. AIは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

6. 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

7. 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

8. 占用期間が1月未満のものについての占用料の額は、この表により算定した額に、その額に100分の10を乗じて得た額(10月未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加えた額とする。

9. 施行日前から引き続き占用している物件に係る令和7年度以降の各年度の占用料の額については、既占用物件ごとに改正後の条例の規定による当該物件について徴収すべき1年当たりの占用料の額が当該年度の前年度の1年当たりの占用料の額に1.2を乗じて得た額(以下「調整占用料額」という。)を超える場合には、改正後の条例の規定にかかわらず調整占用料額とする。